

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし 障害者虐待を防止するために



しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうし しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしや たい しえんとう かん ぼうりつ へいせい
障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律：平成
24年10月1日施行）は、障害者虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護
や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益を護ることを
目的としています。

たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者とは

しょうがいしゃ しんたいしやうがい ちてきしやうがい せいしんしやうがい ほうたつしやうがい ふく た しんしん きのう
障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の
しょうがい しょうがい しやがいてきしやうへき けいぞくてき にちじやうせいかつ しやかいせいかつ そうたう せいげん
障害がある者であって、障害や社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限
を受ける状態にあるもの」とされています。

ほうりつ しょうがいしゃぎゃくたい しゆるい わ この法律では障害者虐待を3種類に分けています

ようごしや しょうがいしゃぎゃくたい (1) 養護者による障害者虐待

しょうがいしゃ しんべん せわ しんたいかいじょ きんせん かんり おこな かぞく しんぞく どうきよにんとう
障害者の身の世の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人等による
ぎゃくたい たいしやう さいいじやう しょうがいしゃ
虐待をいいます。 ※対象は18歳以上の障害者です。

しょうがいしゃふくしせつじゆうじしやとう しょうがいしゃぎゃくたい (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

しょうがいしゃふくしせつ しょうがいふくし じぎやうとう ぎやうむ じゆうじ しよくいん ぎゃくたい
障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等の業務に従事する職員による虐待をいいます。
こうれいしやかんけいせつとう りやうしや たい ぎゃくたい こうれいしやぎゃくたいぼうしほうし てきやう じどうふくしせつ
※高齢者関係施設等の利用者に対する虐待は高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設
の入所者に対する虐待は児童福祉法が適用されます。

しやうしや しょうがいしゃぎゃくたい (3) 使用者による障害者虐待

しょうがいしゃ こやう じぎやうぬし じぎやう けいえいたんとうしや ぎゃくたい
障害者を雇用する事業主や事業の経営担当者による虐待をいいます。
さいみ まん しょうがいしゃ たいしやう
※18歳未満の障害者も対象となります。

ほうりつ しょうがいしゃ たい ぎゃくたい るいけい わ この法律では障害者に対する虐待を5つの類型に分けています

- (1) 身体的虐待 しんたいてきぎゃくたい 身体に外傷を生じさせる暴行を加えること。正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待 せいいてきぎゃくたい わいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待 しんりてきぎゃくたい 著しい暴言、著しく拒絶的な対応をすること。著しい精神的苦痛を与えること。
- (4) 放棄・放置 (ネグレクト) ほうき ほうち すいじゃく いちじる げんしよく ちやうじかん ほうち 衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置。
じようき かか こうい どうやう こうい ほうち
上記(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為を放置すること。
- (5) 経済的虐待 けいざいてきぎゃくたい ざいさん ふとう しよぶん ふとう ざいさんじやう りえき え 財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること。



栃木県保健福祉部障害福祉課
〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20
TEL 028-623-3059 FAX 028-623-3052
E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp





虐待を受けたと思われる障害者を発見した方、あるいは虐待を受けた方は、お住まいの「市町障害者虐待防止センター」又は「栃木県障害者権利擁護センター」へ通報・届出を行ってください。なお、虐待の通報や届出した方の情報は守られます。

■ 虐待を受けたと思われる障害者を発見した方

■ 虐待を受けた方（障害者本人）



◆ 市町障害者虐待防止センター ◆

- 養護者による障害者虐待の通報・届出の窓口
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出の窓口
- 使用者による障害者虐待の通報・届出の窓口

R4. 6. 1 現在

名 称	平 日	
	TEL	FAX
宇都宮市 障がい者虐待防止センター	028-632-2366	028-636-0398
足利市 健康福祉部障がい福祉課	0284-20-2134	0284-21-5404
栃木市 保健福祉部障がい福祉課	0282-21-2219	0282-21-2682
佐野市 こども福祉部障がい福祉課	0283-20-3025	0283-24-2708
鹿沼市 障害者虐待防止センター	0289-63-2176	0289-63-2284
日光市 障がい者虐待防止センター	0288-25-3715	0288-21-5105
小山市 保健福祉部福祉課	0285-22-9629	0285-24-2370
真岡市 障害者虐待防止センター	0285-83-8129	0285-83-8554
大田原市 保健福祉部福祉課障害支援係	0287-23-8954	0287-23-1389
矢板市 虐待防止センター	0287-44-2112	0287-43-5404
那須塩原市 障害者虐待防止センター	0287-62-7026	0287-63-8911
さくら市 障害者虐待防止センター	028-681-1161	028-682-1305
那須烏山市 障がい者虐待防止センター	0287-88-7115	0287-88-6069
下野市 社会福祉課障がい福祉グループ	0285-32-8900	0285-32-8601
上三川町 健康福祉課福祉人権係	0285-56-9128	0285-56-6868
益子町 民生部健康福祉課福祉係	0285-72-8866	0285-70-1141
茂木町 障害者虐待防止センター	0285-63-5631	0285-63-5600
市貝町 障害者虐待防止センター	0285-68-1113	0285-68-4671
芳賀町 障害者虐待防止センター	028-677-1112	028-677-2716
壬生町 住民福祉部健康福祉課障がい福祉係	0282-81-1883	0282-81-1121
野木町 障がい者虐待防止センター	0280-57-4196	0280-57-4193
塩谷町 障害者虐待防止センター	0287-45-1119	0287-41-1014
高根沢町 健康福祉課	028-675-8105	028-675-8988
那須町 障害者虐待防止センター	0287-72-6917	0287-72-0904
那珂川町 障がい者虐待防止センター	0287-92-1119	0287-92-1164

◆ 県障害者権利擁護センター ◆

- 使用者による障害者虐待の通報・届出の窓口

栃木県障害者権利擁護センター (宇都宮市埴田 1-1-20 保健福祉部障害福祉課内)	028-623-3139	028-623-3052
	E-mail (通報・届出専用)	
	tochigi-shougaihakenni@dream.jp	

